

介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善計画書作成にあたっての補足
(令和2年3月24日更新)

問い合わせのあった賃金改善額の算出方法について、厚生労働省に確認した結果、以下の取扱いとします。

(1) 各項目の(介護職員)の賃金は、対象月の支払実績(見込)額を記載すること。

令和2年度の計画における前年度の(介護職員)の賃金の総額は、平成31年1月～令和元年12月に支払った(介護職員)の賃金に基づき記載すること。

(2) 介護職員(等特定)処遇改善加算の見込額を算出する際の「一月あたりの介護報酬総単位数」は、加算を算定する前年1月から12月に受領した介護報酬に係る介護報酬総単位数(注)に基づき算出すること。

令和2年度の計画は、原則として平成31年1月～令和元年12月に受領した介護報酬に係る介護報酬総単位数(注)に基づき加算の見込額を算出すること。

(3) 前年度の介護職員(等特定)処遇改善加算額については、対象月に受領した加算額に基づき記載すること。

令和2年度の計画は、平成31年1月～令和元年12月に受領した介護職員(等特定)処遇改善加算額に基づき記載すること。

注：基本報酬サービス費に各種加算減算(介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算を除く。)を加えた単位数